

## 身体拘束等の適正化のための指針

### 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は患者の生活の自由を制限するものであり、患者の尊厳ある生活を阻むものである。患者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

#### (1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

#### (2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

##### ①切迫性

患者本人又は他の患者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

##### ②非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。

##### ③一時性

身体拘束等が一時的であること。

※ただし、肢体不自由、特に体幹機能障害がある利用者が、残存機能を活かせるよう、安定した着座位姿勢を保持するための工夫の結果として、ベルト類を装着して身体を固定する行為は「やむを得ない身体拘束等」ではなく、その行為を行わないことがかえって虐待に該当するため、留意が必要である。

#### (3) 日常的支援における留意事項

身体拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことを取組む。

①患者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

②言葉や応対等で患者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③患者の思いをくみ取る、患者の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。

④患者の安全を確保する観点から、患者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

#### (4) 情報開示

本指針は公表し、患者等からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

## 身体拘束等廃止に向けた体制

### (1) 身体抑制最小化推進委員会の設置

身体拘束の廃止に向けて身体抑制最小化推進委員会を設置し、その結果について職員に周知徹底を図る。

#### ①設置目的

(ア) 病院内での身体拘束等廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

(イ) 身体拘束等を実施した場合の解除の検討

(ウ) 身体拘束等廃止に関する職員全体への指導

#### ②委員会の構成員

医師1名、看護部長1名、看護師長1名、各部署看護師1名、事務部1名  
医療安全部1名、リハビリテーション部1名

委員会は上記構成員をもって構成するほか、必要に応じてその他職種職員を参加させることができることとする。また、外部の有識者（第三者・専門家）を加えることも可。

### (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人又は他患者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合は、身体抑制マニュアルの手順をふまえて行うこととする。